

(写)

長門市告示第 163 号

令和 6 年 12 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 11 月 19 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 6 年 11 月 29 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）

第 2 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 8 号）

第 3 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 4 号 長門市 Y Y ふれあいセンター条例

第 5 号 長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

第 6 号 長門市印鑑条例の一部を改正する条例

第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 8 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例

第 9 号 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

第 10 号 長門市仙崎交流プラザの指定管理者の指定について

第 11 号 長門市俵山交流プラザの指定管理者の指定について

第 12 号 長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について

第 13 号 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

第 14 号 香月泰男美術館の指定管理者の指定について

第 15 号 長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について

第 16 号 長門市俵山公民館の指定管理者の指定期間の変更について

令和 6 年 12 月

長門市議会定例会

議 案

## 目 次

### 議案

- 第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 2 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 3 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 号 長門市 Y Y ふれあいセンター条例
- 第 5 号 長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 長門市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 8 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 号 長門市仙崎交流プラザの指定管理者の指定について
- 第 11 号 長門市俵山交流プラザの指定管理者の指定について
- 第 12 号 長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について
- 第 13 号 金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について
- 第 14 号 香月泰男美術館の指定管理者の指定について
- 第 15 号 長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について
- 第 16 号 長門市俵山公民館の指定管理者の指定期間の変更について

議案第 4 号

長門市 Y Y ふれあいセンター条例

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市 Y Y ふれあいセンター条例

(設置)

第 1 条 地域住民の健康の保持増進及び福祉の向上を図るとともに、地域住民及び市内外から訪れる人々等の相互の交流を図るため、長門市 Y Y ふれあいセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
Y Y ふれあいセンター	長門市油谷新別名 964 番地

(施設の構成)

第 3 条 センターを構成する施設は、次の各号のとおりとする。

- (1) 多目的ホール 1
- (2) 多目的ホール 2
- (3) 健康相談室
- (4) 待合交流スペース

(事業)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 油谷地域における長門市保健センター条例(平成 17 年長門市条例第 98 号)第 3 条に規定する事業
- (2) 地域と市内外からの人々との交流促進に関する事業
- (3) 魅力あるまちづくりの促進に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 3 条に掲げる施設の供用日は、規則で定める。

(1) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に閉館の必要があると認める日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、第3条に掲げる施設の供用時間は、規則で定める。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(職員)

第7条 市長は、センターに必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

第8条 センターのうち第3条第1号から第3号までの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に関する事項を変更するときもまた同様とする。

2 市長は、前項の許可について管理上必要があると認めるときは、許可の際、使用についての条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

(1) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他公益上特に必要が生じたとき。

(特別の設備)

第11条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用の禁止)

第12条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第11条の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用后直ちに現状に復さなければならない。第10条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止させられたときも同様とする。

(使用料)

第14条 使用者は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、使用許可のあったときに納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

3 市長は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第15条 センターにおける盗難、事故、天災その他市の責めに帰することができない理由によって使用者及び第三者が被った損害に対しては、市は、賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りではない。

2 使用者は、その責に帰する理由により建物及び附属設備器具を、滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第8条から第11条までの規定による使用の許可に関する手続き等については、この条例の施行前において行うことができる。

(長門市使用料徴収条例の一部改正)

- 3 長門市使用料徴収条例（平成17年長門市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

名称	室名	区分	使用料(円)	摘要
油谷保健 福祉セン ター	集団検診室	1時間につき	1,150	8時30分から20 時まで
	研修室(1)	1時間につき	450	
	集団検診室・研修室 (1)2室利用	1時間につき	1,300	
	研修室(2)	1時間につき	450	
	健康講座室	1時間につき	450	
	栄養実習室	1時間につき	1,150	
	健康増進室	1人につき	100	
	室名	区分	冷暖房使用料(円)	
	集団検診室	1時間につき	100	
	研修室(1)	1時間につき	50	
	集団検診室・研修室 (1)2室利用	1時間につき	150	
	研修室(2)	1時間につき	50	
	健康講座室	1時間につき	50	
	栄養実習室	1時間につき	100	
	備考			
	1 シャワーを使用するときは、1回につき100円を徴収する。			

	<p>2 営利を目的とするときの使用料は、定額の 4 倍の額とする。</p> <p>3 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の 5 割増とする。ただし、健康増進室は除く。</p> <p>4 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。</p>
--	---

」

を削る。

(長門市保健センター条例の一部改正)

- 4 長門市保健センター条例(平成 17 年条例第 98 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条表中

「

長門市油谷保健福祉センター	長門市油谷新別名 10803 番地
---------------	-------------------

」

を削る。

(長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部改正)

- 5 長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例(平成 26 年長門市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中第 55 号を第 56 号とし、第 54 号の次に次の 1 号を加える。

- (55) 長門市 Y Y ふれあいセンター条例(令和 6 年長門市条例第 ● 号)に規定する施設

(長門市地域交流プラザ条例の一部改正)

- 6 長門市地域交流プラザ条例(令和 6 年長門市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項のうち長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例別表の改正規定中「第 55 号」を「第 56 号」に改める。

別表(第 14 条関係)

室名	区分	使用料(円)
多目的ホール 1	1 時間につき	800
多目的ホール 2	1 時間につき	800



多目的ホール 2 室使用	1 時間につき	1,300
健康相談室	1 時間につき	300
室名	区分	冷暖房使用料(円)
多目的ホール 1	1 時間につき	200
多目的ホール 2	1 時間につき	200
多目的ホール 2 室使用	1 時間につき	400
健康相談室	1 時間につき	100
備考		
<p>1 営利を目的とするときの使用料は、定額の 4 倍の額とする。</p> <p>2 主たる使用者が市外の者であるときの使用料は、定額の 5 割増とする。</p> <p>3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。</p>		

議案第 5 号

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

令和 6 年 11 日 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

長門市役所支所及び出張所設置条例（平成 17 年長門市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																								
本則 (名称、位置及び所管区域) 第 2 条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長門市役所 油谷支所</td><td>長門市油谷新 別名 <u>1003 番地 1</u></td><td>油谷全区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	(略)			長門市役所 油谷支所	長門市油谷新 別名 <u>1003 番地 1</u>	油谷全区域	(略)			本則 (名称、位置及び所管区域) 第 2 条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長門市役所 油谷支所</td><td>長門市油谷新 別名 <u>964 番地</u></td><td>油谷全区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	(略)			長門市役所 油谷支所	長門市油谷新 別名 <u>964 番地</u>	油谷全区域	(略)		
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
長門市役所 油谷支所	長門市油谷新 別名 <u>1003 番地 1</u>	油谷全区域																							
(略)																									
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
長門市役所 油谷支所	長門市油谷新 別名 <u>964 番地</u>	油谷全区域																							
(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 6 号

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市印鑑条例の一部を改正する条例

長門市印鑑条例（平成 17 年長門市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 13 条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。<u>ただし、登録者が自ら申請する場合において、第 4 条第 4 項第 1 号で定める書類の提示又は提出があったときは、登録証の提示を省略することができる。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>本則</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 13 条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2・3 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長門市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 長門市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (平成 17 年長門市  
条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (失職の特例) 第 6 条 任命権者は、過失による公務上の事故又は通勤途上の交通事故に係る罪により <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)	本則 (失職の特例) 第 6 条 任命権者は、過失による公務上の事故又は通勤途上の交通事故に係る罪により <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 長門市一般職の職員の給与に関する条例 (平成 17 年長門市条例第 50  
号) の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 20 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前	本則 第 20 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日の前日までの間に離職した職員(前

2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第20条の3 各任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 各任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 各任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 各任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市職員退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 長門市職員退職手当に関する条例（平成17年長門市条例第55号）を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合</p>	<p>本則</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合</p>

(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6~10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2~6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の

(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6~10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2~6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の

支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。



改正後	現行
<p>本則</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の一部改正)

第5条 長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年長門市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>附 則</p> <p>(長門市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する電子計算機処理に係る同条第8号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、<u>2年以下の拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(長門市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する電子計算機処理に係る同条第8号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、<u>2年以下の懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 長門市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年長門市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則  (罰則) 第17条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	本則  (罰則) 第17条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市議会個人情報保護条例の一部改正)

第7条 長門市議会個人情報保護条例（令和4年長門市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則  第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	本則  第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 8 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 9 条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 10 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の長門市一般職の職員の給与に関する条例第 20 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部

分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(長門市職員退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の長門市職員退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに長門市職員退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 8 号

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

長門市営住宅条例（平成 17 年長門市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
別表(第 3 条関係) 日置地区				別表(第 3 条関係) 日置地区			
名称	設置場所	構造	建設年度	名称	設置場所	構造	建設年度
(略)				(略)			
黄波戸駅前市営住宅	長門市日置上 <u>2006 番地 9</u>	簡易耐火 2 階建	昭和 58 年度	黄波戸駅前市営住宅	長門市日置上 <u>2006 番地 10</u>	簡易耐火 2 階建	昭和 58 年度
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

令和6年11月29日提出

長門市長 江原達也

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年長門市条例第199号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>950人</u>以内とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 基本消防団員には、次により報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>82,500円</u></p> <p>(2) _____方面隊長 年額 <u>69,000円</u></p> <p>(3) 分団長 年額 <u>50,500円</u></p> <p>(4) 副分団長 年額 <u>45,500円</u></p> <p>(5) 部隊長 年額 <u>40,000円</u></p> <p>(6) 副部隊長 年額 <u>37,000円</u></p> <p>(7) 班長 年額 <u>37,000円</u></p> <p>(8) 団員 年額 <u>36,500円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>団員が次の各号のいずれかに該当するときは、出動報酬として該当各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>水火災及び捜索に出動した場合 出動1回当たりの支給金額は1人につき8,000円。ただし、出動時間が3時間未満のときは4,200円</u></p> <p>(2) <u>警戒、訓練、出初式、講習及び消防関係大会(参観を含む。)に出動した場合 出動1回当たりの支給金額は1人につき3,300円</u></p>	<p>本則</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 団員の定数は、<u>1,070人</u>以内とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 基本消防団員には、次により報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 <u>91,000円</u></p> <p>(2) 副団長・方面隊長 年額 <u>64,000円</u></p> <p>(3) 分団長 年額 <u>46,000円</u></p> <p>(4) 副分団長 年額 <u>33,000円</u></p> <p>(5) 部隊長 年額 <u>30,000円</u></p> <p>(6) 副部隊長 年額 <u>27,000円</u></p> <p>(7) 班長 年額 <u>24,000円</u></p> <p>(8) 団員 年額 <u>20,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>(費用弁償)</p> <p>第 14 条 <u>機械整備手当として、部隊の保有するポンプ機材 1 台当たり月額 5,000 円を支給する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>  </u>団員が公務のため旅行した場合には、長門市職員等の旅費に関する条例(平成 17 年長門市条例第 53 号)の定めるところにより費用弁償を支給し、その額は、団長<u>  </u>及び方面隊長については同条例別表第 1 に掲げる特別職相当職の額、その他の団員については一般職相当職の額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第 14 条 <u>団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により費用弁償を支給する。</u></p> <p>(1) <u>水火災及び捜索に出動した場合</u>  <u>出動 1 回当たりの支給金額は 1 人につき 7,000 円。ただし、出動時間が 3 時間未満のときは 4,200 円</u></p> <p>(2) <u>警戒、訓練、出初式、講習及び消防関係大会(操法大会及び体育大会の参観を含む。)</u>に出動した場合  <u>出動 1 回当たりの支給金額は 1 人につき 3,300 円</u></p> <p>(3) <u>機械整備に従事した場合</u> 手当は月額とし、<u>部隊の保有するポンプ機材 1 台当たり 3,500 円の定額に、部隊に所属する団員数に 100 円を乗じた額を加算した額</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き</u>団員が公務のため旅行した場合には、長門市職員等の旅費に関する条例(平成 17 年長門市条例第 53 号)の定めるところにより費用弁償を支給し、その額は、団長、<u>副団長</u>及び方面隊長については同条例別表第 1 に掲げる特別職相当職の額、その他の団員については一般職相当職の額とする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

長門市仙崎交流プラザの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 2000 番地 (名 称) 長門市仙崎交流プラザ
指定管理者	(所在地) 長門市仙崎 1374 番地 (名 称) 仙崎振興会 (代表者) 会長 沓野 昭次
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで



議案第 11 号

長門市俵山交流プラザの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市俵山 2302 番地 1 (名 称) 長門市俵山交流プラザ
指定管理者	(所在地) 長門市俵山 2302 番地 1 (名 称) 俵山地区発展促進協議会 (代表者) 会長 藤野 忠次郎
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 12 号

長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について  
指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市油谷新別名 10833 番地 (名 称) 長門市文化会館「ラポールゆや」
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎10818番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 13 号

金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市仙崎 1308 番地 (名 称) 金子みすゞ記念館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎10818番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 14 号

香月泰男美術館の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市三隅中 226 番地 (名 称) 香月泰男美術館
指 定 管 理 者	(所在地) 長門市仙崎 10818 番地 1 (名 称) 公益財団法人 長門市文化振興財団 (代表者) 代表理事 大谷 恒雄
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

議案第 15 号

長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市深川湯本 2332 番地 1 (名 称) 長門湯本温泉駐車場
指定管理者	(所在地) 長門市深川湯本 1257 番地 (名 称) 長門湯本温泉まち株式会社 (代表者) 代表取締役 伊藤 就一
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 16 号

長門市俵山公民館の指定管理者の指定期間の変更について

指定管理者の指定期間を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市俵山 2302 番地 1 (名 称) 長門市俵山公民館
指定管理者	(所在地) 長門市俵山 2302 番地 1 (名 称) 俵山地区発展促進協議会 (代表者) 会長 藤野 忠次郎
指定の期間	変更前 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 変更後 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで